

1. 個人所得税

❖ 個人事業者への運送費の援助活動に対する個人所得税

政令・第 126/2020/ND-CP 号は“規定に従い組織が税金を納税する事業世帯、事業者である個人にボーナス、販売目標達成のボーナス、プロモーション、業者割引、精算割引を金銭的または非金銭的援助として支払う場合、規定により組織が個人の代わりに税務の申告、納税を実行する責任を負う”という規定があります。

上記の政令に基づき、税務総局は会社がフォーム・第 01/CNKD 号の申告書により税率 1%が適用される会社の販売代理である事業者を支払う運送援助の総額に対する個人所得税の源泉徴収、申告及び代理で税金を納税する責任を負うことを追加で案内しました。

❖ 外国人専門家の新型コロナウイルス感染防止の隔離費用に対する個人所得税

2020 年 11 月 26 日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第 5032/TCT-CS 号によると、外国人専門家の新型コロナウイルス感染防止の隔離費用について以下ようになります。

会社が外国人労働者の為に新型コロナウイルス感染防止の隔離費用を支払う場合、これは労働者が受ける福利厚生費だと見なされ、労働者の給与、報酬からの課税所得に計算されます。

2. 法人税

❖ 外国人専門家の新型コロナウイルス感染防止の隔離費用に対する法人税

2020 年 11 月 26 日付、税務総局発行のオフィシャルレター・第 5032/TCT-CS 号によると、外国人専門家の新型コロナウイルス感染防止の隔離費用については以下ようになります。

- 規定により領収書、証憑が十分であり及び支払いがある場合、外国人労働者のホテルでの隔離費用は労働契約書に会社が労働者に支払うと言及されている場合、法人税の課税所得の計算時に損金算入として認められます。

- 規定により領収書、証憑が十分であり及び支払いがある、専門家が出張する為の航空券の購入費用は法人税の課税所得計算時に、損金算入として認められます。

- 規定により領収書、証憑が十分であり及び支払いがある新型コロナウイルスの検査費用は労働者に直接に支払う福利厚生性がある支給だとみなされ、法人税の課税所得計算時に、損金算入として認められます。

3. 輸入税

2020 年 12 月 28 日付、税関総局発行のオフィシャルレター・第 8115/TCHQ-TXNK 号によると、再輸出の為に一時的に輸入される商品を借りた場合の税務処理については以下ようになります。

借りた商品に対しては一時的に輸入される時、借り手が商品を最初の輸入口に運送する為に支払わなければならない全ての費用を税関価値として、輸入税を申告、納税しなければなりません。上記に言及された借りた商品を再輸出する時に、輸入税が還付される場合に属しません。

4. 労働法

❖ ベトナムで勤務する外国人労働者

2020 年 12 月 30 日付、政府発行の政令・第 152/2020/ND-CP 号はベトナムで勤務する外国人労働者及びベトナムで稼働している外国組織、個人で勤務するベトナム人労働者の雇用及び管理することを規定しています。本政令は 2021 年 2 月 15 日より発効します。

それに伴い、本政令のいくつかの新条項及び特徴的な変更点は以下ようになります。

a) 企業内で内部異動する外国人労働者は以下の 2 つの条件を満たさなければなりません：

- ベトナム領土で商業的なステータスを確立した外国企業の管理者、最高執行責任者、専門家及び技術労働者であり、一時的にベトナム領土での商業的なステータス異動する。

- 異動の前に連続して少なくとも 12 ヶ月間外国企業に採用されていること。

b) 外国人労働専門家であると見なされるケースを 2 つ追加します

- 外国人労働者がベトナムで勤務する予定職位に関連する少なくとも 5 年の経験及び職業証明書を持っていること。
- 労働・傷病兵・社会省の要請により首相が決定した特別なケース

c) 外国人労働者の技術労働のケースを 1 つ追加します。

外国人技術労働者がベトナムで勤務する予定職位に関連する少なくとも 5 年の経験を持っていること。

d) ベトナムで勤務する外国人労働者の労働許可書の延長

外国人労働者は最長 2 年間の期限で一回のみ労働許可書を延長することができます。

* 労働許可書延長の条件：

- 発行された労働許可書の残存期間が少なくとも 5 日になった場合。ただし、45 日間を超えてはなりません。
- 管轄官庁によって使用の需要が承認された外国人労働者。
- 発行された労働許可書の内容どおりに外国人労働者が雇用者に継続雇用されることの証明書類

e) 外国人労働者の使用報告書

7 月 5 日及び翌年の 1 月 5 日より前に、雇用者は本政令の付録 1 のフォーム・第 07/PLI 号に従って、外国人労働者の使用状況について年の最初の 6 ヶ月及び年次の報告書を作成する必要があります。

年の最初の 6 ヶ月間のデータを確定する期限は報告期間の前年の 12 月 15 日から報告期間の 6 月 14 日までであり、年次のデータの確定期限は報告期間の前年の 12 月 15 日から報告期間の 12 月 14 日までとなります。

❖ **有給休暇制度**

政府の 2020 年 12 月 14 日付けの政令・第 145/2020/NĐ-CP 号は、労働条件及び労働関係についての労働法にいくつかの条項を詳細に規定し、実施を案内しています。

本政令は 2021 年 1 月 1 日より発効します。

したがって、2021 年度以降の有給休暇は以下のようないくつかの基本の変更があります。

a) ひと月に満たない勤務の労働者の場合の年間休暇の計算方法（第 66 条）

ひと月に満たない勤務日数の労働者で、労働者の勤務日数及び有給休暇日の合計が一ヶ月の通常の勤務日数の 50% を占める場合、その月は年間休暇日の計算の為、ひと月の労働とみなされ、一か月として計算されます。

b) 消化していない有給休暇日に対する給与の計算方法の変更（第 67 条）

2019 年労働法により、労働者は解雇及び一時的に失業した場合に消化していない有給休暇日だけに対する給与分が支払われます。また、年間の消化していない休暇日もしくは年間休暇日を十分に消化していない日数を支払う為の基礎となる給与は労働者が解雇及び一時的に失業した月の前月の労働契約に従った給与です。（労働者が解雇及び一時的に失業した月の直近 6 ヶ月連続の労働契約に従った平均給与と入れ替わります）

お問い合わせ：

KHAI MINH CONSULTING COMPANY LIMITED

ホーチミン市第1区 Dakao ワード Vo Thi Sau 通り 45号

Citilight Tower、7階、704室

Tel: 84 28 3820 5731 / 2 Fax: 84 28 3820 0906

(英語)

Tran Mai Tuong Vy

tran.mai.tuong.vy@kmc.vn

Nguyen Van Mui

nguyen.van.mui@kmc.vn

(日本語)

Le Quoc Duy

le.quoc.duy@kmc.vn

Nguyen Thi Thao Uyen

nguyen.thi.thao.uyen@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。
あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。